

令和3年度西都市地域資源活用イベント業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立に取り組むとともに、コロナ禍で疲弊したまちの賑わいを創出することを目的として、本市で生産される農畜産物や地場産品などの地域資源を総合的に活用したイベントを中心市街地で開催する。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和3年度西都市地域資源活用イベント業務委託

(2) 業務内容

別紙、令和3年度西都市地域資源活用イベント業務委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和4年1月31日（月）まで

※イベント開催予定日時 令和3年12月中旬（1日） 午後を想定

(4) 委託見積限度額

2,178,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 留意事項

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、業務の一部について休止又は中止等を命じる場合がある。その場合は、該当する経費について減額する可能性がある。

3. 契約候補者の選定方法

本業務は、中心市街地であるあいそめ広場や小野崎通りをメイン会場とし、本市で生産される農畜産物や地場産品等の販売による地域資源のPR及び賑わいの創出、その他の提案事業を含めたイベントを実施するものである。イベント開催において、専門的な知識や経験を有し、かつ関係団体等との連携や本市をとりまく情勢を十分に理解した上で、優れた提案を行う事業者を選定することを理由として、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）（プレゼンテーション審査）により契約候補者を選定する。

4. 参加資格

この手続きに参加できる者は、以下の要件を全て満たす西都市内に主たる事業所を有する法人企業、NPO法人、その他の法人であって、本事業を的確に遂行するに足る能力を有する者（宗教、政治活動を主たる目的とするものを除く）とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に掲げる者に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (5) 法人の役員等(役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者が、西都市暴力団排除条例(平成23年西都市条例第18号)第2条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

5. スケジュール

公募開始	令和3年10月1日(金)
質問受付締切	令和3年10月8日(金)午後5時
質問に対する回答	令和3年10月13日(水)までに随時
参加申込書及び企画提案書等の提出締切	令和3年10月19日(火)
参加資格要件確認結果通知	令和3年10月21日(木)
審査(プレゼンテーション、質疑応答)予定	令和3年10月27日(水)
審査結果通知予定	令和3年10月29日(金)
契約内容の調整及び締結予定	令和3年11月上旬～中旬

6. 参加申し込みについて

(1) 参加申込書等の提出

①提出書類

- ア. 参加申込書(様式1)
 - イ. 法人概要書(様式2)
 - ウ. 営業所一覧表(様式3)
 - エ. 役員等一覧表(様式4)
 - オ. 財務諸表
 - カ. 商業登記簿謄本 ※写し可
 - キ. 西都市税(完納)証明書(全項目に未納がないことの証明) ※原本
 - ク. 宮崎県税納税(完納)証明書(全項目に未納がないことの証明) ※写し可
 - ケ. 法人税、消費税及び地方消費税納税証明書(納税証明書その3の3) ※写し可
- カ～ケについては申請日3カ月以内に発行したものを有効とする。

②提出部数

各書類1部を提出すること。

③提出期限

令和3年10月19日(火) ※持参する場合は、午後5時15分まで

④提出先

西都市商工観光課(西都市役所2階)

⑤提出方法

提出資料は紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。郵送の場合は、簡易書留郵便など、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着のこと。

(2) 参加資格要件確認結果通知について

令和3年10月21日(木)に電子メールにより参加申込者全員に対して通知する。

7. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は以下のとおりとする。なお、口頭又は電話による質問については対応しない。

(1) 質問

①質問方法

質問書（様式5）を電子メールにより、「14. 書類の提出及び問い合わせ先」に送付すること。なお、必ず受信確認の連絡を行うこと。

②質問受付期限

令和3年10月8日（金）午後5時まで

(2) 回答

①回答方法

本市のホームページ（<http://www.city.saito.lg.jp>）に掲載し、個別に回答しない。

②回答

令和3年10月13日（水）までに随時

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書（任意様式）

ア. 実施方針

本業務に対する取り組み方針や考え方を記載すること。

イ. 提案内容

仕様書に記載する業務内容及び独自に提案する内容について、具体的に記載すること。特に独自に提案する内容については、効果等について詳細に記載すること。また、提案理由、特長、技術等の具体的な説明を必要とする場合は、別紙として書類を添付すること。ただし、「別紙」には番号等を付することにより、企画提案書本体との紐付けを行うこと。

②業務実績書（様式6）

本業務と類似業務の受注実績がある場合は記載すること。

③業務実施体制調書（任意様式）

予定する体制、人員、役割分担及び各分担間の連携について具体的に記載すること。

また、予定する責任者（総括責任者を含む。）及び担当者を明確に記載することとし、それぞれの者の実施業務について記載すること。

④見積書（任意様式）

ア. 見積書は、必要事項を記載し、契約権限のある者が記名・押印の上、必ず封書（すべての継ぎ目を見積書に使用した印で封印すること）で提出すること。封筒の表には、件名及び宛名（西都市長あて）とともに、商号又は名称、所在地を記載すること。

イ. 見積書は内訳が分かるよう記載すること。内訳については、仕様書に記載する経費について、総事業費の積算内訳を可能な限り詳細に記載すること。

ウ. 見積書の総事業費は、消費税及び地方消費税10%を含む額で記載すること。

(2) 提出部数

上記(1)提出書類の①～③については、正本を1部、副本を4部提出すること。また、④の見積書については、1通提出すること。

(3) 提出期限

令和3年10月19日(火) ※持参する場合は、午後5時まで

なお、参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届(様式7)を速やかに提出すること。

(4) 提出先

西都市商工観光課(西都市役所2階)

(5) 提出方法

提出資料は、紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、10月19日(火)は午後5時まで)受け付ける。郵送の場合は、簡易書留郵便など、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着のこと。

(6) 提出書類作成の留意事項

提出書類の規格は、A4判、用紙縦使い、横書き、片面印刷、文字サイズ11ポイント以上(表、フロー図等のフォントサイズは自由)とし、各ページ下部にページ番号を表示すること。

9. 審査

令和3年度西都市地域資源活用イベント業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、審査を行う。

(1) 審査

提出書類の内容についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、その内容を審査する。各審査委員が、別に定める「西都市地域資源活用イベント業務委託審査基準(以下、「審査基準」という。)」に基づき、採点を行う。各審査委員の評価点の合計点数が大きい順に順位付けを行う。その結果、第1位となった者を委託契約の優先交渉権者である契約候補者とし、次順位以降となった者から順に、次順位以降の交渉権者とする。なお、合計点が同点の場合は、審査委員ごとの順位を比較し、1位を獲得した数が多い者を上位とする。これでも同点の場合は2位を獲得した数により比較する。以下、下位まで同様に比較することにより、順位を決定する。

ただし、審査委員全員の合計点数が満点に対して60%に満たない場合は、契約候補者としては選定しないものとする。

①実施予定日

令和3年10月27日(水)

②実施場所

西都市役所内会議室

③実施方法

ア. プレゼンテーションの参加人数は1者につき5人以内とし、実際に業務を受注した際の実務担当者が主にプレゼンテーションを行うこと。

イ. 審査の順番は原則として提案書の受付順とする。

ウ. 実施時間は1者につき30分以内(原則としてプレゼンテーション20分以内、質疑応答

10分以内)とする。

エ. プレゼンテーションは提出した提案書をもとに行うこととし、追加提案や追加資料の配布は認めない。パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションは許可するが、パソコンは参加者が持参すること。プロジェクター、コード類、スクリーンについては市が用意する。

オ. 審査は個別に行い、非公開とする。

10. 審査結果の通知

参加申込者全員に対して通知するとともに、市ホームページに公表する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

11. 契約

- (1) 本プロポーザル結果に基づく随意契約とし、契約手続きは西都市財務規則（昭和39年西都市規則第7号）によるものとする。
- (2) 審査により選定した契約候補者と委託契約締結に向けた交渉を行うが、協議が不調となった場合は、次順の交渉権者と委託契約締結に向けた交渉を行うものとする。
- (3) 委託業務については、契約候補者と協議の上、内容を一部変更する場合がある。

12. 失格

参加申込者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 上記4に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が契約限度額を超過している場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (4) その他、公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認定した場合

13. 留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たって知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用及び契約締結に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- (3) 受注者の責に帰すべき理由により、本市及び第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。
- (4) 受注者は本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 本業務は、成果品を納品し、本市の検査合格後完了とする。ただし、業務完了後においても、受注者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、受注者の負担において速やかに修正を行うものとし、これに対する経費は全て受注者の負担とする。
- (7) 本プロポーザル又は本業務に関する情報公開請求があった場合は、西都市情報公開条例（平成11年西都市条例1号）の規定により提出書類の公開をすることがある。

14. 書類の提出及び問い合わせ先

【所在地】 〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地

【担当部署】 西都市商工観光課

【担当者】 金指（かねざし）

【電話番号】 0983-43-3222

【FAX】 0983-43-2067

【電子メール】 shoko@city.saito.lg.jp